

平成21年度  
第1回高等学校入学者選抜審議会

平成21年7月14日（火）14:00～16:00  
県庁9階 第1会議室

資料③ 審議関係資料

目 次

1 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会における平成21年度の審議内容について	..... P 1
2 今後の検討スケジュールについて	..... P 12
3 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（答申素案）に対するパブリックコメント手続実施要領について	..... P 13



## 審議関係資料

### 1 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方の在り方に関する検討小委員会における平成21年度の審議内容

#### (1) 第1回小委員会

(平成21年5月26日 午後2時～午後4時 於1204会議室)

##### ① 意見聴取会の意見整理について

###### ・意見整理についての事務局提案の検討

《議論のまとめ》

◎形式については概ねよい。

◎内容に関して、

○「志願の動機については、選抜資料とすることに関して否定的な意見が多い」下線部を挿入する。

○募集定員の割合が小さい選抜の際の「高倍率化と大量不合格者の懸念」に関する意見が多いのでその観点を「イ 推薦入試」に追加する。

○「オ 調査書」について、「評定の客観性、公平性をより高めるよう工夫する」「Ⓐ評定の割合等の改善を求める」という観点を追加する。

##### ② 今後の入試改善検討の視点と方向性について

###### ・現行の推薦制度の廃止を前提として検討することについて

＜主な意見＞

○中学校長による推薦には公平性確保の観点から、普通科、専門学科を問わず推薦入試を廃止した方がよいのではないか。

《議論のまとめ》

○普通科、専門学科を問わず推薦入試を廃止し、改善試案のB案を検討の対象外とする。

###### ・POINT①(特色化選抜を行うとした場合の出願要件の示し方)についての検討

＜主な意見＞

○各学校の特色ある学校づくりの「特色」と出願要件でいう「特色」とは別に扱う必要があると思う。各学校の特色は抽象的であってもよく学校が生徒に対して保障するものであり、出願要件はあくまでも選抜の材料として使うものであると考えている。

○各学校の特色ある学校づくりに関する特色は、受検案内としてまとめてみてはどうか。

○出願に必要な要件として、更に踏み込んで具体的に示してもよいと思う。

○特色化選抜の「特色」は分かりづらい用語であり、用語を工夫した方がよい。

○「前期選抜」という名称でよいのではないかと思う。

○具体的な出願要件にすればするほど出願に制限がかかり、受検機会の公平性に問題があるかもしれない。

○抽象的に示すよりは、出願要件は明確に示した方がよい。中学生は出願要件を目標として捉えそれに向かい努力していくと良い。

○高倍率化すると受検をあきらめる生徒も出てくるのではないか。議論する中でよりベターな制度を作りたい。

○出願要件を抽象化するとD案に近いものになる。

○出願要件を具体的なものにしても不合格になる生徒はいるので、中学校ではフォローする必要がある。一回やれば定着していく。

○大量不合格が生まれないようにすることが親切なのではないか。文言の解釈で出願の幅は広がるハズである。

○高倍率は事務作業も大変になることにつながる。出願要件は具体的なものがよいと考える。

#### 《議論のまとめ》

◎高倍率にならないように、出願要件を具体的に示すことで了承。

◎選抜の名称としての「特色」という用語は今後の検討課題とする。

### ・POINT②（複数の受検機会の確保、前期選抜・後期選抜の選抜内容と募集定員割合、選抜日程）についての検討

#### ＜主な意見＞

○3回の受検機会を確保するべきだと考える。

○D案やD案に第二次募集を加えた日程は、卒業式との関係もあり、実施は難しいと考える。

○D案もシンプルでよいと考えていたが、前期選抜を40%程度に減らして、中学生に自己責任で高校を選択させてもよいのではないか。

○前期選抜の割合を1~2割程度にしほることにメリットがあり、後期中心でよいと思う。

○学力向上という観点からも後期中心がよいと思う

○選抜日程を考えると、前期選抜の募集割合を小さくした上で、後期中心がよいと思う。

○後期中心として、多くの生徒に5教科の学力検査を受検させたい。

○全県一学区になることも踏まえて、地域による違いを考慮して入試改善を検討していきたい。

#### 《議論のまとめ》

◎3回の受検機会を確保する。

◎後期選抜の募集定員の割合を過半数以上とする後期中心型とし、試案のA案あるいはC案をベースに今後の検討を進める。

◎割合の大小や学力検査の実施形態の違いによるメリット、デメリットを踏まえた、具体的の選抜の中身について次回検討する。

### ・POINT③（志願理由書の扱い）についての検討

#### 《議論のまとめ》

◎志望の動機については選抜の資料とはしない。

### ③ 答申素案の方向性と盛り込むべき内容について

#### ・方向性と内容についての事務局提案の検討

#### 《議論のまとめ》

◎項立ては「中間まとめ」を基本として、改善の方向性をより明確に記述し、改善案は一つ示す。

### ④ 今後のスケジュールについて

#### ・今後のスケジュールについての事務局提案の検討

#### 《議論のまとめ》

◎事務局案で基本的によい。

## (2) 第2回小委員会

(平成21年6月15日 午前10時～正午 於1001会議室)

### ① 第1回小委員会の審議内容の確認について

#### ・審議内容についての事務局提案の検討

##### 《議論のまとめ》

◎事務局案でよい。

### ② 意見聴取会の意見整理について

#### ・意見整理についての事務局提案の検討

##### 《議論のまとめ》

◎事務局案でよい。

### ③ 具体的な改善案について

#### ・第1回小委員会の議論を踏まえたシミュレーションについての検討

##### 《議論のまとめ》

◎後期選抜の募集定員を多く設定すること、出願要件の役割（中学校生活を有意義なものとするための一つの指標、各高校が示す出願に必要な条件とすること）については、事務局案でよい。

#### ・募集定員に対する割合と出願要件についての検討

##### ＜主な意見＞

○受検生が出願要件に合致すると考えれば誰でも出願できる。出願要件に合致しているか否かの判断は各高校が行うこととした方がよい。

○出願要件を具体的にすればするほど、特別活動等が目的化されることになると思う。

○出願要件をどの程度、具体性を持たせた表現とするか等については、各高校の判断とする方向がよい。

○あまりに具体的な出願要件では対応できない高校もある。学校裁量とするのがよい。

○高校によっては評定平均値も示してよいと考える。

○少なくとも学習面においては、「極めて優秀」「優秀」「良好」等、何段階かで示すような文言は必要だと思う。

○「また」「かつ」等の出願要件の示し方で表現が異なると思うし、全県一学区もあり学校の特色を打ち出す必要があり、出願要件は各高校で幅を持たせてよいと思う。

○意見聴取会の意見の中に前期選抜の割合は15%を超えないというものがあるが、検討は必要ないか。

##### 《議論のまとめ》

○受検生が出願要件に合致すると考えるのであれば出願できるものとし、受検制限を強めないようにすべきである。出願要件に合致しているか否かの判断は各高校が行うものとする。

○具体的な出願要件については、具体性をどこまで持たせるかも含め、学校裁量とする。

○複数の受検機会の確保という観点から、前期選抜における下限を設定する。

○学科毎に、現行の割合より低く設定することとするが、上限を15%までとすべきとの意見聴取会での意見もあることから、具体的な割合については、次回検討する。

#### ・前期選抜の選抜資料についての検討

##### ＜主な意見＞

- これまでの議論の過程を考えれば、学力検査では5教科でなく3教科となると思う。
- 前期選抜の割合を低く設定するので、受検生の立場からいえば、5教科を準備しているはずである。3教科を必須とすることよいと思う。
- これまでの議論を踏まえ、さらに学力向上という観点からみれば、3教科をすべて課す方がよいと思う。

##### 《議論のまとめ》

- ◎前期選抜の学力検査は、学力向上の観点から、全学校で3教科（国語・数学・英語）を必須とする。
- ◎学校独自の資料については学校の判断で課すことができるものとする。
- ◎学校独自問題については認める方向で更に検討する。

#### ・調査書の活用、調査書の点数化と選抜方法についての検討

##### ＜主な意見＞

- 選択教科については、学習指導要領の改訂により平成24年度からなくなる。
- 総合的な学習の時間の所見等、選抜資料としての活用度を踏まえて、調査書の記載項目について見直すべきである。
- 調査書の項目を点数化することは心配である。特に、調査書の特別活動の記録の点数化は課題が多いと考える。
- 3年生になると委員長や生徒会役員等を希望する生徒が現在でも多くなる。点数化することは弊害が多いと考える。
- 選抜における透明性を求める意見はあるが、調査書の記載項目を点数化することは求めないと考える。
- 調査書の透明性の確保については、点数化よりも、どのように選抜で活用されているかが中学校側に伝わっていない点が、課題であると考える。
- 選抜において、調査書のどの記載項目を活用し、判断材料としているかの説明等があれば、透明性を確保できるのではないかと思う。
- 現行の一般入試の相關図表による選抜は有効に機能しているのではないかと思う。

##### 《議論のまとめ》

- ◎調査書の記載項目の点数化は、中学校教育に与えるデメリットが大きい。
- ◎透明性を高める方策については、調査書の記載項目の精選とともに、点数化以外の方法（活用のしかたをあらかじめ明示するなど）を検討する。

#### ・志願理由書についての検討

##### 《議論のまとめ》

- ◎前期選抜の出願書類とするが選抜資料とはしない（後期選抜、第二次募集では出願書類としない）。
- ◎志願理由書は、受検生本人が記載し、中学校長の職印を必要とするものとする。

#### ・新入試制度の導入時期についての検討

##### ＜主な意見＞

- 平成24年度入試からの導入とすると、改善を1年でも早くというメリットはあるが、現中学1年生の生徒及び保護者は、混乱、動搖するのではないか。
- 調査書の内容の変更もあること、中学校では1年生に対しても推薦を含めて現行どおりの指導をしていることを考えると、平成24年度入試からの導入は問題が多いと考える。
- 中学生・保護者への周知期間、高校にとって出願要件を準備する期間も必要であ

る。

- 全県一学区導入時にも十分な周知期間を確保している。今回も大きな変更であるので、平成25年度入試からの導入がよいと思う。

#### 《議論のまとめ》

- ◎改善は早く実施すべきという観点から平成24年度導入も考えられるが、その場合は現在の中学校1年生が対象となる。調査書も大きく変更されるとなると、生徒、保護者は大きく動揺する。
- ◎中学校では、1年生に対しても推薦を含めて現行どおりの入試に向けた指導をしていることから混乱する。
- ◎全県一学区の時と同様に大きな制度変更であり、十分な周知・準備期間をとる必要性を考え、平成25年度入試からの導入とする方向性を確認する。

#### ④ 答申素案（たたき台）について

##### ・答申素案（たたき台）の項立てについての事務局提案の検討

#### 《議論のまとめ》

- ◎項立てについての事務局案はよい。

##### ・答申素案（たたき台）の検討

#### ＜主な意見＞

- 「さらに」「更に」等、表記を整えてほしい。
- 「推薦入試について」までは今までの議論を踏まえた内容となっているが、「一般入試について」からは、さらに検討すべきところも含まれているので、次回、更に精査していくのがよいのではないか。

#### 《議論のまとめ》

- ◎本日の議論の結果を踏まえ、今回の「答申素案」（たたき台）に必要な修正を加え、事務局で整理してもらい、次回更に検討する。

### (3) 第3回小委員会

(平成21年7月6日 午後1時～午後3時 於611会議室)

#### ① 第2回小委員会の審議内容の確認について

##### ・審議内容についての事務局提案の検討

###### 《議論のまとめ》

◎事務局案でよい。

#### ② 具体的な改善案について

##### ・学力検査問題及び第二次募集についての検討

###### ＜主な意見＞

○学校選択問題のデメリットとして、実施上のわかりにくさや、作問や問題仕分け等の入試事務作業の負担が大きいことが挙げられる。その点で、共通問題の方がリスク管理上の問題が小さいと思う。

○学校選択問題は作問の工夫が図られたことなど、意義が大きい。これまでのノウハウは共通問題で生きると思う。

○わかりやすい入試、シンプルな入試、透明性の確保の観点、また、全体としての事務作業量のことを踏まえると、共通問題でよいと思う。

○後期選抜は基本的に受検していると考えられることから、後期選抜の学力検査の結果を選抜資料とすることについてはよいと思う。

###### 《議論のまとめ》

◎前期選抜、後期選抜とも、作問上の工夫を図りながら、共通問題とする。

◎第二次募集では、学力検査は行わず、後期選抜の学力検査の結果を選抜資料に加えることができるここととする。

##### ・選抜における透明性の確保についての検討

###### ＜主な意見＞

○出願要件に出欠の記録等を示すことは問題が大きいと思う。

○学力に関する「優秀」「良好」などの表現は、各高校の「優秀」という言葉の意味に幅が出るものと考えられ、県としてレベルを設定するということがあってもよいと思う。

○地域差、学校差があるので、例えば、ある地域における「優秀」という言葉があつてもよいのではないか。県として基準を示すのは難しいと考える。

○県全体を捉える共通の物差し自体がなく、「優秀」というものを数値化することは難しいと思う。高校によって異なる幅がある「優秀」という文言でよいと思う。

○特色ある学校づくりという観点では、進路希望などを限定的に書くことにならうが、あまり望ましくないと思う。また、中学校で志願理由書の指導の際等で、困ることもあると思う。

○ガイドラインを示す際の具体的な表現については、今後、さらに、吟味しなければならないと思う。

○前期選抜の選抜方法は、「加算による方式」の方がよいと思う。また、各選抜資料の配点については、各高校の判断でよいと思う。

○作文、面接、実技の学校独自資料や学力検査の結果に学校裁量を認めるのであれば、複雑になるので、調査書点の算出方法は県として一つでよいと思う。

○中学校での学習以外の生活の様子など、調査書をより活用できる選抜方法がよいと思う。透明性については配慮する必要があるが、一方で、点数化するべきものでなく透明化が図れないものが選抜資料にあってもよいと思う。

- 調査書をより活用するという観点から、選抜資料として、調査書の活用がより図られる第一次選抜、第二次選抜にするのがよいと思う。
- 後期選抜の選抜方法は、現行の相関図表による方法でよいと思う。
- 相関図表の使い方、資料の示し方については、さらに工夫が必要だと思う。その上で、学校裁量について公表すべきだと思う。
- 後期選抜において、あらかじめ選抜において特に配慮する記載項目を公表することについては、調査書のすべての記載項目を点数化するのと同じで中学校教育に対するマイナスの影響を与えるものを考える。
- 調査書のすべての記載項目を用いて、総合的に選抜するのが、基本であるので、特に配慮する項目を示す必要はないと考える。
- 現行の一般入試でも、調査書のすべての記載項目を選抜の材料としている。現行の一般入試の選抜方法を踏襲してよいと思う。
- 総合的に審査するという現行の選抜方法でよい。一方で、選抜結果がともすると学力検査点による印象があるので、総合的な選抜した結果や過程について説明してほしいと思う。
- 中・高において、入試に関する情報をより共有する必要がある。

#### 《議論のまとめ》

- ◎出願要件について、県としてのガイドラインを示す。
- ◎ガイドラインの示し方については、すべての高校が示す「目的意識」、各高校の判断で示す「特別活動」や「校外活動」等、示すことが適切でない項目という方向で更に検討する。
- ◎前期選抜の選抜方法は「加算による方式」とし、二段階の選抜を設ける方向で、今後更に検討する。
- ◎後期選抜の選抜方法は、現行の「相関図表による方式」とし、今後更に検討する。

#### ・前期選抜の募集定員に対する割合についての検討

##### <主な意見>

- 普通科の募集定員の上限について、中学校長のアンケート等を踏まえると、20%より、下げてもよいのではないかと思う。
- 最初の年は高倍率となることも予想されるが、多くの高校で上限近くに割合を設定することや、2月に入試事務を行うこと、中高の接続なども考え合わせれば、15%でもよいのではないかと思う。
- 学力検査も実施するなど、選抜に労力や時間をかけて実施することも考えると、あまりに上限を下げてしまうと問題であると思う。
- 設定できる割合を幅を設けて示すことから、各高校での判断に任せてもよいのかと思う。
- 高倍率化は避けるべきであり、上限は20%でよいと思う。
- 入試制度の改善の前後であまり大きな違いがあることは問題であり、上限はあまり下げすぎない方がよい。
- 上限は20%でよいと思う。今回の入試改革の一つの視点として、学力向上がある。現行の推薦入試では、作文・面接等の対策に受験生は時間をさくことになる。前期選抜でも学力検査を課すので、現行より割合を下げ、ある程度の募集人数が確保できる方がよいと思う。
- 募集定員が少なく、また、目的意識がハッキリしている体育、美術、理数、英語に関する学科では、上限が40%では低いという意見もある。「原則として」という文言を入れた方がよいと思う。

### 《議論のまとめ》

- ◎前期選抜について、普通科の募集定員に対する割合は、10～20%とする。
- ◎募集定員に対する割合を示す際に、「原則として」という文言を加えることとする。

### ③ 答申素案について

#### ・答申素案についての事務局提案の検討

##### <主な意見>

- 資料の意見聴取会の記録以外に、審議会では別冊の資料として詳細を示す予定である。
- 資料の項目の順番については、諸問文を一番前に置くなど、更に見直す必要がある。
- 「ウ 一般入試について」で、学力検査問題の前に、「前期選抜でも実施される」という文言を加えているが、一般入試の項目であるので、不要だと思う。
- 「オ 調査書について」の②で、今後の議論の余地を残す意味でも、選択科目や総合的な学習の時間のあとに、「等」を加えることはよいと思う。

### 《議論のまとめ》

- ◎細部の修正については、座長一任とした上で、「答申素案」（案）を概ね了承した。

### ④ パブリックコメントについて

#### ・パブリックコメントについての事務局提案の検討

##### 《議論のまとめ》

- ◎事務局案で基本的によい。

### ⑤ その他

##### <主な意見>

- 学校裁量幅の拡大が今回の改善の中に多く盛り込まれているが、各高校において説明する必要性が生じると思うが、県としても対応すべきものと思う。

#### (4) 前期選抜と後期選抜について（まとめ）

ねらい	「前期選抜」	「後期選抜」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受検生の多様な能力・適性等を重視する選抜</li> <li>○各高校が示す出願要件と受検生の志望動機とのマッチング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受検生の学力を重視する選抜</li> <li>○中学段階の基礎的・基本的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力の確認</li> </ul>



実施時期	1月下旬～2月上旬（1日）	3月上旬（1日～2日）
募集割合	(原則として以下の割合とする) 普通科及び英語・理数に関する学科 10～20% 総合学科及び農業・工業・商業・水産・家庭・看護に関する学科 10～30% 体育・美術に関する学科 10～40%	募集定員から前期選抜合格者を除いた人数
出願資格	出願要件に合致した生徒 (各高校の判断で定める)	前期選抜で合格していない生徒
志願理由書	出願書類とする	出願書類としない
学力検査	国語・数学・英語	国語・数学・社会・英語・理科
学校独自資料	実技、面接・口頭試問、作文・小論文 (一つ以上、各高校の判断で定める)	実技（体育・美術に関する学科のみ） 面接（各高校の判断で実施可能）
選抜資料	調査書 学力検査 実技、面接・口頭試問、作文・小論文	調査書 学力検査 実技、面接（実施校のみ）
選抜方法	加算による方式 (各選抜資料の評価割合は、各高校で定める)	相関図表による方式 (各選抜資料の評価割合は、各高校で定める)
調査書の主な活用（学習の記録以外）	出願要件の審査 第2次選抜において、学習の記録以外の記載項目を活用し審査	調査書の各記載項目について、選抜資料として十分に活用し審査

## 《参考資料》 特色化選抜等の出願要件に関する他県の事例

### ◆ 秋田県

#### ◇ 入学者選抜の概要

##### 前期選抜

- ・募集割合 … 各学科の募集定員の 5 ~ 30 %
- ・選抜内容 … 面接の実施。学校裁量で作文又は実技  
各学科の志願者が定員の 3 倍を越えた場合、一次選抜と二次選抜にわけることができる

##### 一般選抜

- ・募集割合 … 各学科の募集定員の 50 ~ 90 %
- ・選抜内容 … 5 教科学力検査及び面接  
志願先変更可能

##### 後期選抜

- ・募集割合 … 各学科の募集定員の 5 ~ 20 %
- ・選抜内容 … 面接の実施。学校裁量で作文又は実技  
一般選抜で実施した学力検査結果を、選抜の資料とすることができる

#### ◇ 平成 21 年度入学者選抜志願状況（全日制）

	前期選抜	一般選抜	後期選抜
募集人員	1703	6891	724
志願者数	2122	7534	370
志願倍率	1.25	1.09	0.51

#### 《高倍率等の主な高校の状況》

高校名	学科	定員	前期選抜			一般選抜			(変更前)	
			予定人員	出願者	倍率	予定人員	出願者	倍率	出願者	倍率
秋田	普通 理数	315	32	64	2.00	283	329	1.16	333	1.18
秋田南	普通	280	28	50	1.79	252	301	1.19	312	1.24
	英語	35	11	28	2.55	24	27	1.13	22	0.92
秋田西	普通	200	40	54	1.35	150	186	1.24	185	1.23
秋田中央	普通	240	38	44	1.16	190	285	1.50	297	1.56
秋田商業	商業	240	72	102	1.42	168	218	1.30	216	1.29
由利工業	機械	40	10	23	2.30	28	31	1.11	30	1.07
	電気	40	10	22	2.20	28	27	0.96	27	0.96
	環境	40	10	14	1.40	28	38	1.36	47	1.68
	建築	40	10	12	1.20	28	30	1.07	20	0.71
金足農業	生物	40	12	21	1.75	26	45	1.73	59	2.27
	環境	40	12	24	2.00	26	34	1.31	22	0.85
	食品	40	12	20	1.67	26	40	1.54	43	1.65
	造園	40	12	14	1.17	26	44	1.69	52	2.00
	生活	40	12	21	1.75	26	37	1.42	35	1.35

## ◇ 主な高校の志願要件

### ○ 秋田（普通科・理数科）

次の1または2に該当する生徒。

- 1 全教科の学力が極めて優れており、大学進学等の具体的な進路目標をもつとともに、高校入学後も意欲的に学習活動に取り組み、他を牽引する力のある生徒。
  - 2 学力が優れており、文化的・体育的活動等で下記のいずれかの条件を満たしている生徒。
    - (1) 東北・全国大会以上で活躍した生徒。
    - (2) 県レベル以上の強化指定選手に指定されている生徒。
    - (3) 各活動で上記(1)(2)と同等の優れた能力を有する生徒。
- かつ高校入学後も活動を継続する意志があり、意欲的に学習活動に取り組む生徒。
- なお、志願理由書には自分が満たすと考える条件の番号1、2を明記すること。併記も可とする。

### ○ 秋田南（普通科）

次の1、2のいずれかの「出願の条件」を満たしている生徒とする。

- 1 学力・人物が特に優れており、中学校3年間を通じて、全教科にわたって卓越した成績を維持し、全校やクラスのリーダーとして活躍した生徒。かつ、将来の進路希望が明確であり、その実現のための学力並びに意志が面接（口頭試問を含む）により確認できる生徒。
- 2 本校の部活動において、全県トップレベルで活躍できる実績や能力を有し、入学後も学業との両立を図りながら部活動を継続する確固たる意志を有する生徒。かつ、中学校3年間を通じて意欲的に諸活動に取り組み、人物・学力が優秀であることが面接（口頭試問を含む）により確認できる生徒。

### ○ 秋田南（英語科）

次の「出願の条件」を満たしている生徒とする。

本校英語科を志望する動機と将来の進路志望が明確であり、特に英語に関する高い意欲と能力を有する生徒。また、入学後も実践的な英語力向上と進路目標実現のために継続して努力する確固たる意志をもち、学力・人物が優秀であることが面接（口頭試問を含む）により確認できる生徒。

### ○ 秋田西（普通科）

本校を希望する明確な動機をもち、学校生活においても他の模範となる生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- 1 英語・数学・国語に優れた学力を有し、将来大学進学を目指して努力する生徒。
  - 2 成績が優良で、文化活動、体育活動において優れた能力や特筆すべき実績があり、本校入学後も継続して努力する生徒。  
能力・実績とは、全国大会をはじめ各種大会で収めた優秀な成績、個人的に認められた優れた能力、資格を指す。
- 2については、その実績を証明する本校所定の実績書（メンバー表・認定証等の写しを添付）を提出すること

### ○ 秋田中央（普通科）

次の1～3のすべての条件を満たしていること。

- 1 本校への志望動機が明確で学習意欲が旺盛であること。
- 2 人物が優れ、また、上級学校への進学を希望するなど相当な学力を有すること。
- 3 体育的活動において顕著な活動をした生徒で、入学後も本校の部活動等に参加し、中核的な存在として活躍することが期待できる生徒であること。

※顕著な活動の基準

- (1) 全県大会……団体ベスト8以上、個人ベスト8以上
  - (2) 郡市大会……団体ベスト4以上、個人ベスト4以上
- (団体競技において、大会実績が上位でなくても、個人として上記条件と同等以上の技能を有する生徒は対象とする。)

### ○ 金足農業（生物資源科・環境土木科・食品流通科・造園緑地科・生活科学科）

次の1と2の条件は共通条件として必ず満たすこと。3または4の条件は、個人の技能・資質の優秀性を生かした条件として加えることができる。

- 1 基本的生活習慣が身に付いており、学業成績が優秀で、自主・勤労の精神に富み、志望する動機が明確な生徒。
- 2 当該学科の専門性を生かして、進路目標を達成するための学習や教育活動に積極的に取り組む意欲のある生徒。
- 3 文化的活動、体育的活動等において顕著な実績をあげ、本校入学後も当該活動を継続する意志がある生徒。
- 4 学習に関する資格・検定試験（漢字検定3級、英語検定3級以上及び同等の資格等）に合格し、入学後も更に挑戦しようとする意志がある生徒。

## 2 今後の検討スケジュールについて

H21.7.14

年度	審議会関係		小委員会	
	月 日	内 容	月 日	内 容
21	4	<意見聴取会>石巻 4/19 , 南三陸 4/26		
	5	<意見聴取会>大崎 5/10 , 大河原5/17		
			5/26	《第1回小委員会》 ○意見聴取会の意見整理、具体的な改善案について
			6中	《第2回小委員会》 ○具体的な改善案について、「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（答申素案（たたき台））検討
			7上	《第3回小委員会》 ○「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（答申素案）確定、パブリックコメントについて
	7/14	《第1回審議会》 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（答申素案） (平成23年度入試方針及び日程諮問)		
	8	<パブリックコメント> 8/3 公表 8/4~9/3まで 意見の募集期間		
			9上	《第4回小委員会》 ○パブリックコメント実施結果整理・答申素案から答申案への修正・追加事項検討
			10上	《第5回小委員会》 ○パブリックコメントを踏まえ、「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（たたき台）検討
	11中	《第2回審議会》 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（案） (平成23年度入試方針及び日程答申)		
	12中	《第3回審議会》 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申		

※H22. 3 新入試制度概要について教育委員会決定

※H22. 7 平成24年度入試方針及び日程諮問 ⇒ H22. 11 平成24年度入試方針及び日程答申

### 3 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（答申素案）に対する パブリックコメント手続実施要領

#### 1 目的

高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、より公正かつ適正な選抜を実現するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）が、「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」の最終答申をまとめるに当たり、当該答申（答申素案）に対して、広く県民から意見を募集し、もって、県民の参画による開かれた教育行政の推進に役立てることを目的とする。

#### 2 実施機関

宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）

#### 3 実施方法

- (1) 教育委員会は、あらかじめ答申（答申素案）を公表する。
- (2) 上記公表の際は、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。
  - ① 答申（答申素案）の概要
  - ② 答申（答申素案）を策定した趣旨、目的及び背景
  - ③ 意見の募集期間、提出方法及び提出先
  - ④ その他意見の募集に関し必要な事項

#### 4 公開方法

- (1) 公表に当たっては、教育委員会のホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター及び各地域振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）並びに教育庁高校教育課に備え置き供覧するものとする。
- (2) 教育委員会は、答申（答申素案）を策定した趣旨、意見の募集期間等について、「宮城県政だより」等に掲載するほか、報道機関への情報提供等積極的な周知のための広報を併せて行うよう努めるものとする。

#### 5 意見の提出

- (1) 答申（答申素案）の公表時期  
平成21年8月3日（月）
- (2) 意見の募集期間  
平成21年8月4日（火）～平成21年9月3日（木）まで
- (3) 意見の提出方法  
郵便、ファクシミリ、電子メール
- (4) 意見で用いることのできる言語の種類  
日本語
- (5) 意見提出者に関する明記を求める事項  
住所、氏名又は団体等の名称及び代表者名、職業（学校）、男女の別、年齢
- (6) 意見の提出先  
宮城県教育庁高校教育課

## 6 意見の取扱い

- (1) 教育委員会は、提出された意見を整理して、直近の審議会に報告する。その際、意見を提出した県民等の氏名、名称その他当該県民等の属性に関する情報は付さないものとする。
- (2) 教育委員会は、提出された意見のうち、趣旨が不明確なもの、公表することにより県民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの及び5(5)で求める事項の記載のないものについては、審議会に報告しないものとする。
- (3) 審議会は、提出された意見を十分考慮して、最終答申をまとめるものとする。
- (4) 審議会は、(3)により最終答申をまとめたときには、提出された意見の概要とこれらに対する審議会の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した答申（答申素案）に関連のないものについては、審議会の考え方を公表しないものとする。
- (5) 審議会は、(3)により答申（答申素案）を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。
- (6) (4) 及び (5) による公表の方法は、答申（答申素案）の公表の例によるものとする。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、本パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、宮城県が定める「県民の意見提出手続に関する要綱」の例により取り扱うものとする。